



# PayPayを使ったお得なキャンペーン・第2弾を実施します!!

## 期間2月1日(月)~28日(日)

問 商工振興課 ☎65-6535

新型コロナウイルス感染症第3波の影響による消費の落ち込みを下支えし、市内中小企業者の事業継続と市内経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済の更なる普及・定着を促すため、PayPay(株)との連携キャンペーン第2弾、「もーっと!!長浜でお買い物ん♪最大20%戻ってくるキャンペーン」を実施します。

### PayPayの使い方

**STEP 1 PayPayに登録する**  
PayPayアプリをスマートフォンにダウンロードして、アカウントを登録。

**STEP2 支払方法を設定する**  
①銀行口座、②セブン銀行ATMから現金チャージ、③クレジットカードの3つの支払方法から自分に合ったものを選択



◀詳しい方法は、PayPayのホームページで確認してください。

### PayPayの使い方説明会を開催します

PayPayのスタッフが登録・利用方法を個別に説明します。申込みは不要です。

- ①えきまちテラス長浜・1階(北船町)  
1月24日(日) 10時~17時
- ②長浜ビジネスサポートセンター(高田町)  
1月29日(金) 10時~17時
- ③平和堂木之本店・2階(木之本町木之本)  
1月30日(土)、2月2日(火) 10時~17時

### 注意事項

- 店舗ごとに1か月の決済限度額があるため、状況によっては、PayPayで支払いできない場合があります。
- 1つの商品やサービスを分割で決済することは、不正利用にあたるため、還元の対象となりません。

### PayPayについて

お店での支払い時に、スマートフォンを使ってバーコードを見せたり、QRコードを読み取ったりすることで、現金を使わずに支払いができるサービスです。

### PayPayキャンペーン

期間中、市内の対象店舗で、PayPay残高で支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナスが付与されます。

### 【ボーナス付与上限】

1人につき1か月あたり5,000円分のボーナス  
決済1回あたりの上限は2,000円分のボーナス  
※ボーナス付与上限額が第1弾と異なりますので、ご注意ください。

<ボーナス付与の例>

○食事5,000円支払いで1,000円分のボーナス  
↑決済1回あたりの付与額 (上限2,000円)

※決済ごとの付与の合計が5,000円になるまで還元。

### 【対象店舗】

市内の小売業、飲食業、サービス業のうち、PayPayの加盟店(中小企業者)。詳しくは市ホームページの対象店舗一覧をご確認ください。  
※大手チェーン、フランチャイズチェーン、一部業種など対象外店舗があります。



◀このポスターが掲示してあるお店が対象のお店です。PayPayアプリ内の「近くのお店」地図で確認できます。

### 問合せ先

- PayPayの加盟・導入に関すること PayPay加盟専用窓口(☎080-7274-8538)
- PayPayの利用に関すること PayPayカスタマーサポート窓口(☎0120-990-634)
- ※ソフトバンクショップ、Y! mobileショップで登録・利用の相談ができます。
- 本キャンペーンに関すること 商工振興課(☎65-6535)

## 住宅改修工事を助成します

問 住宅課 ☎65・6533

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って在宅時間が大幅に増加していること等を受け、在宅環境向上のための住宅改修に要する経費の一部を助成します。

### 【対象者】

市内に住宅を所有する親等以内の親族が所有する場合を含むし、その住宅を住所地としている人

### 【対象工事】

市内に本店または本社がある法人または市内の個人事業者が施工する30万円以上(税抜)の住宅改修工事で、令和4年2月28日(月)までに完了するもの  
例：内装工事、外壁工事、住宅設備工事、バリアフリー改修工事、冷暖房器具設置工事等

## 北部振興局の夜間受付時間変更のお知らせ

問 北部振興局地域振興課 ☎82・5900

北部振興局の夜間受付について、利用件数が少ないことから、4月1日(木)から22時まで時間を短縮します。

本庁舎夜間受付は今まで通り継続し、電話や各種届出等について対応します。22時以降は本庁舎夜間受付をご利用ください。ご理解、ご協力をお願いします。

### 4月以降の夜間受付

北部振興局(17時15分~22時)  
☎82・4111  
本庁舎(17時15分~翌8時30分)  
☎62・4111  
※22時以降、北部振興局代表番号への電話については、本庁舎へ転送されます。



## ひとり親世帯臨時給付金の申請はお済みですか

問 子育て支援課 ☎65・6514  
〒526-8501 八幡東町632

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、給付金を支給しています。

### ■基本給付

- 次のいずれかに該当する人が給付金の対象となります。
- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

### ■給付額

①世帯5万円  
※第2子以降1人につき3万円  
追加給付

右記、基本給付金対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人が対象となります。

### ■共通事項

- 【給付額】1世帯5万円
- 【申請方法】基本給付②、③ならびに追加給



▲市ホームページ  
(基本給付の再支給)

